

発議第1号 説明資料

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定 新旧対照表

現 行 指 定	改 正 指 定
<p>○地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定 (平成14年3月22日 議決)</p> <p>1 1件50万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>2 町が管理する公営住宅の明渡し請求、家賃請求等公営住宅の管理に伴い必要とする訴えを提起すること。</p> <p>3 前2項にかかる和解及び調停に関すること。</p>	<p>○地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定 (平成14年3月22日 議決)</p> <p>1 1件100万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定、和解及び調停に関すること。</p> <p>2 町が管理する公営住宅の明渡し請求、家賃請求等公営住宅の管理に伴い必要とする訴えの提起(支払いを請求する額が1件140万円以下のものに限る。)、和解及び調停に関すること。</p> <p>3 前項を除き、1件140万円以下の町の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。</p>